

東通原子力発電所東北電力1号機の新規制基準へ適合するための変更を了解

6月9日、村は、東北電力より申し入れのあった、東通原子力発電所東北電力1号機の新規制基準に適合するための施設の変更について、安全協定に基づく事前了解をしました。

村と青森県においては、原子力発電所周辺の安全確保と環境の保全のため、東北電力と「安全協定」を締結し、周辺環境の監視、平常時や異常時の連絡の義務付け、必要に応じた村・青森県による立入調査の実施、施設の増設・変更・廃止を行う場合の事前了解などを定めています。

一方、国においては、福島第一原子力発電所事故や最新の知見等を反映し、原子力施設の安全性を向上させるた



了解文書を手渡す越善村長

め、昨年7月から新たな規制の基準（新規制基準）の運用を開始しています。

現在停止中の原子力発電所が再稼働するためには、新規制基準に適合していることについて、国の審査を受ける必要があります。

この新規制基準へ適合するために、東通原子力発電所の施設の変更を行う必要があることから、5月30日に、東北電力から村に対して、安全協定に基づく事前了解の申し入れ（増設等計画書の提出）がありました。

村では、今回の変更については、「新規制基準へ対応し、安全性を向上させる内容であること」、「原子炉熱出力、発電所内の核燃料物質や廃棄物の保管量、放出量などの変更を伴うものではなく、既設設備の機能・性能へ影響が及ばないこと」を確認し、また、新規制基準への適合性を確認することは村民の安心に繋がるものであること、さらに、村内各団体等から早期の再稼働について強い要請を受けていることなどを踏まえ、総合的に判断し、了解することとしたものです。

この了解にあたって、村から東北電力に対して、「新規制

基準に適合することによる一層の安全性を確保すること」、「今後も継続的に安全性の向上に努めること」、「一日も早い再稼働をすること」について要請しました。

東北電力においては、村の事前了解を受け、6月10日、国に対して、新規制基準の適合性に関する審査の申請をしており、今後は、国による審査が進められます。

なお、東北電力においては、この変更に関する工事の完了と再稼働の時期を、平成28年3月としています。

東通原子力発電所の変更の概要

- 地震による損傷の防止の対策
- 津波による損傷の防止の対策
- 火災による損傷の防止の対策
- 溢水^{※1}による損傷の防止等の対策
- 重大事故等の拡大の防止等の対策
- その他（通信連絡設備等の対策）

※1 原子炉施設内の機器及び配管の破損、消火活動による放水、使用済燃料プールなどからの水のあふれ。

ホームページ「東通村と原子力」メール配信サービスのお知らせ

村では、広く東通原子力発電所の状況や原子力全般についての情報を知っていただきたくホームページ「東通村と原子力」を開設しています。

また、希望者には原子力情報のメール配信サービスをしており、下記アドレスまたはQRコードにより登録することができます。

※機種によってはご利用できないものもあります。また、通信料等は利用者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

○ホームページアドレス <http://www.atom-higashidoori.jp/>

○メール配信サービス登録 <http://www.atom-higashidoori.jp/occ/main.php>



QRコード